

# 2026年度 保育所・認定こども園【2・3号認定】保育料額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料月額(単位:円) ※( )内は保育短時間認定の保育料月額				
区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
A階層	生活保護受給世帯	0	( 0)	0	( 0)	
B階層	市(区町村)民税非課税世帯	0	( 0)	0	( 0)	
C1階層	A階層およびB階層を除き、市(区町村)民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	9,000	( 8,800)	0	( 0)
C2階層		97,000円未満	14,000	(13,700)	0	( 0)
C3階層		169,000円未満	20,000	(19,600)	0	( 0)
C4階層		301,000円未満	26,000	(25,500)	0	( 0)
C5階層		397,000円未満	36,000	(35,200)	0	( 0)
C6階層		397,000円以上	47,000	(45,800)	0	( 0)

※兄弟を有する場合は、保育所・認定こども園・幼稚園等を利用している就学前の子どもで最も年齢の高い児童を第1子として数え、第2子は半額、第3子以降は無料です。(10円未満の端数切捨て)

※A・B・C1階層またはC2階層で市(区町村)民税の所得割課税額が57,700円未満に該当する世帯は、第何子かを数える際、上記の年齢制限を適用しません。また、保護者等と生計が一であれば、同居・別居は問いません。

(生計が一である住民票の異なる子どもがいる場合は、申込書裏面の「豊岡市以外の市区町村に居住している兄弟姉妹」欄に記入してください。)

**別表1** ひとり親・障害児(者)のいる世帯等で、B・C1・C2階層に該当する世帯の保育料額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		多子区分	保育料月額(単位:円) ※( )内は保育短時間認定の保育料月額			
区分	定義		3歳未満児		3歳以上児	
B階層	市(区町村)民税非課税世帯	—	0	( 0)	0	( 0)
C1階層	48,600円未満	第1子	4,500	( 4,400)	0	( 0)
		第2子	0	( 0)	0	( 0)
C2階層	77,100円以下	第1子	4,500	( 4,400)	0	( 0)
		第2子	0	( 0)	0	( 0)
	77,101円以上 87,000円以下	第1子	7,000	( 6,850)	0	( 0)
		第2子	3,500	( 3,420)	0	( 0)
	87,001円以上 97,000円未満	第1子	14,000	(13,700)	0	( 0)
		第2子	7,000	( 6,850)	0	( 0)

※第3子以降は無料です。第何子かを数える際の兄弟の年齢制限はありません。また、保護者と生計が一であれば、同居・別居は問いません。(生計が一である住民票の異なる子どもがいる場合は、申込書裏面の「豊岡市以外の市区町村に居住している兄弟姉妹」欄に記入してください。)

**注1** 4月～8月分の保育料は2025年度課税分、9月～翌年3月分の保育料は2026年度課税分の市(区町村)民税額を基に算定します。

**注2** 保育料算定上の市(区町村)民税には、調整控除と税額調整措置以外の税額控除(寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。

**注3** 年齢区分は、2026年4月1日現在の満年齢により決定します。

**注4** 1号認定児(教育認定児)の保育料は無料です。